慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	明治帝室制度の形成と伊藤博文・シュタインの「邂逅」 : 井上毅・柳原前光と福澤諭吉の帝室論
Sub Title	Formation of the Meiji imperial system and the encounter between Ito and Dr. Stein: Kowashi
	Inoue, Sakimitsu Yanagiwara and Yukichi Fukuzawa's imperial theory
Author	笠原, 英彦(Kasahara, Hidehiko)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2019
Jtitle	法學研究:法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and
	sociology). Vol.92, No.11 (2019. 11) ,p.1- 33
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20191128-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明治皇室典範の起草過程については、 Ŧį, 明治帝室制度の形成と伊藤博文・シュタインの おわりに 明治立憲君主制に対するシュタインの決定的影響 伊藤博文とシュタインを仲介した柳原前光の帝室論 井上毅・福澤諭吉・伊藤博文の帝室観 天皇統治論をめぐる相剋と岩倉具視の変貌 明治一四年政変と井上毅・中正党の統治論 はじめに 井上毅・柳原前光と福澤諭吉の帝室論 はじめに 小林宏、 島善高両氏ら梧陰文庫研究会を中心とする法制史の研究者や同 笠 原 英 「邂逅_

彦

時期に起草された明治憲法とを併せて「明治典憲体制」として捉えた小嶋和司、大石眞両氏ら憲法史を専門とす

視点から接近を試みることにしたい。

りとも解決するべく、 されていることも否めない。 える研究を踏まえ、 想史や坂本一登氏ら政治史の研究者からも示唆に富む研究が多く発表されてきた。これら代表的で古典的 る憲法学者の手により厖大な史資料を蒐集、 その後も興味深い研究が公にされている。 とりわけ明治帝室制度の形成過程について立法関係者の帝室観と宮府関係論という二つの その一つが法と政治を架橋する領域に存在する課題である。そうした課題を多少な 分析した実証的で重厚な研 しかし依然として、 究の積み重 少なからぬ研究上の課題が ねがある。 長尾 氏 、ら法思 残

とりわけ政治の世界においては非合理的思考に基づく非合理的行動が罷り通るのが常である。 関係を合理的に考えた場合の話であって、 者の立場は宮府一体論に、そして後者の立場は宮府分離論と結びつく傾向がある。 立を踏まえて、 帝室論」を発表して論壇のみならず政官界の議論に一石を投じた福澤諭吉の帝室観の影響力を考察の対象とし 本稿では、 いうまでもなく、この二つの視点は各々天皇親政論と天皇不親政論と密接に関連している。 明治一四年政変から伊藤博文らが憲法調査のため渡欧した時期を中心に、 明治帝室制度をめぐり岩倉具視と伊藤の帝室論 皇室財産論における王土論 ・宮府関係論の変容と井上毅や柳原前光、 ・反王土論についてみれ しかしこれはあくまで相 立憲政体をめぐる路線対 ば明らかなように、 また概して、 互. 前 0)

張を検討することで、 が存在し、 漸進主義的立 こうした理 天皇親政論の立場から井上に近い 同 場からプロシア流政体論の優越性とイギリス流政体論 げ事 にこの頃、 の上に立って、 件を批判 井上の位置づけとその天皇統治論の意義を考察したい。 政 府内外には宮中派や武官派、 まず同時期に井上毅が岩倉や伊藤に如何なる憲法意見書や施政 大隈重 信 Ë 統治論を掲げて元老院改革や内閣職制改革を主張した。 一菱・ 福澤ら急進 官僚派や元老院議官派からなる中正党のような保守 派の追放を唱えた。 の急進性 ・危険性を唱えたかを明らかにして こうした政治勢力の実態と主 意見書を具 保守派は 审

意見 して、 天皇統治論がどこまで実現するかは依然として不透明であった。 天皇親裁を自明のこととした。しかし、こうした井上の天皇統治論に岩倉は冷淡であった。 線論 岩倉は福澤の は中正党の政府改革論に近く、「天皇親臨」は 争に 勝利したといっても、 「帝室論」に共鳴したのである。 天皇が如何に統治に関与すべきかといった政治課題は残され、 かかる岩倉の変貌についても考察を加えてみたい 「内閣職制」ではなく別途 明治一四年九月に伊藤に提出された 「天皇ノ職制」 に規定すべ 井上の予想に反 井 Ė 内 0) 唱える 閣 きと 職 制

対する決定的影響について明らかにしてゆきたい。 したのは、 招聘に熱意を示した背景についても柳原 ベルト・ ようになった。 三再吟味が必要であろう。こうした視点から、あらためて伊藤の欧州での憲法調査を再検討し、 岩倉の変貌ぶりに動揺した井上は、 フォ 井田 ン・シュタインとの「邂逅」 伊 譲駐墺公使や渡邊廉吉ら在墺公使館員だけではなかった。 |藤の天皇統治論は井上よりもむしろ福澤の帝室論に近かった。こうした伊藤の帝| 政権内でしだいに主導権を掌握してゆく伊藤の動向にも警戒 前 の背景とその意義について明らかにしたい。 光駐露公使を軸に再検討を加え、 伊藤がシュタインに傾倒 シュタインの こ の 明治帝室制 「邂逅」をお膳立 ウィー の目 室 主観に 度の形成に 日本へ ・ンでの を向 つい ij

7

7

明治 四年政変と井上毅 ・中正党の統治論

に先立ち、 明 治 几 井上は同意見書において、 年六月、 内閣制を択んだ。(2) 井上毅は右大臣岩倉具視の 明治国家の採るべき政治制度として英国流の議院内閣制を捨て、 下 問に答え「憲法意見 (第一)_ を提出した。 同 年 〇月 プロシア 0) 政

流

の超然主義的

立 講究スルハ不可欠ノ要用ナルベシ。今其時期ハ既ニ熟セリト。 憲ノ政ヲ行ヒ民会ヲ開クニハ先ツ其時期ノ適度ト及其立憲政体中、 仮定セハ次ニ制度ノ事宜ヲ問フノ場合ニ到着セリ。 何等ノ制度カ尤モ我国体民俗ニ適スベキヤ否ヲ

欧州各国ニ行ハルル立憲ノ政体、 其標的ハ大抵同一ナリト雖モ、 其方法順序ハ各々其国 [ノ開化 ノ度ト国体民俗トニ従

テ多少ノ異同アリ。 (中略

不得已アラシメンヨリハ、寧ロ普国ニ倣ヒ歩々漸進シ以テ後日ノ余地ヲ為スニ若カズト信スルナリ 立憲ノ大事、 方二草創ニ属シ、未タ実際ノ徴験ヲ経ス、今一時ニ急進シテ、事後ノ悔ヲ致シ、或ハ予ヘテ後

た観点から漸進的な政治制度こそ日本に相応しいと考えたといってよかろう。 レ蓋シ一二不平ノ徒、熱躁ノ士ノ能ク作為スル所ニ非サルナリ」といった観察が加えられていた。井上はこうし 国ノ大勢ヲ察スルニ至テハ、不平ノ気、転タ一層ノ激迫ヲ加へ、(中略)風潮ノ激スル所、先ツ人心ニ入ル、是 なプロシアの内閣制度をモデルとすべきとの考えを示した。同年に井上が記した「人心教導意見書」には、「全 井上はわが国に欧州の立憲制を導入する際、 日本の「開化ノ度」を考慮し、「時期ノ適度」の見地から漸 進 的

は、 皆上ヲ損シ下ヲ益シ猛ヲ去リ寛ヲ主トシ私ヲ棄テ公ヲ取ルノ意ニ由ルニ外ナラズ」と論じている。ここでも井上 由寛仁ヲ以テ性質トシテ而シテ漸次進歩ヲ以テ線路トスル者ナリ。 国ヲ主宰スルノ政府タル者ハ、一定ノ性質ナカルベカラズ一定ノ線路ヲ取ラザルベカラズ。 また井上は同年、 政府の 「一定ノ性質」、「一定ノ線路」として同様の漸進的な方向性を示唆しているといえよう。 岩倉に提出した『憲法意見十四年機密文書』に残された「政府施政意見」におい (中略)十数年ノ間逐次挙行スル 我政府ハ明カニ自 所 て、 者 凡

え 7 大隈重信らの急進的な英国式の議院内閣制を危険視したのはもちろん井上だけではなかった。政府主流: 伊藤ら政府首脳や侍補職廃止後の宮中派の動向も視野に入れておく必要があろう。 中正党に集った保守勢力もまた強い危機感を抱いて活発な動きをみせた。そうした動きを理解する前 伊藤は前年、 一三年以来、 提とし 加

や元田永孚ら旧侍補と連携し「十分内奏致サセ可然決」するなど再結集の動きをみせた。(6) 終決定者である天皇を擁し強い発言力を維持していた。 財政論をめぐる黒田清隆ら薩派との閣内対立の行方を懸念していた。 とりわけ外債募集問題を契機に、 一方、 宮中派は侍補職が廃され 佐佐木高行は土方久元 て後

立憲制の樹立を構想していた。 混迷の様相を呈した。とりわけ薩派が大隈の意見書を支持したことは内閣の分裂を加速化する懸念なしとしな ·之を制するも激に至らず、之を縦つも慢にいたらず、進歩序を遂ひ、緩急宜きに当」る漸進的な変革に適した こうした財政論をめぐる確執に大隈らの急進的な立憲政体論(国会論)が飛び火したことで、 伊藤が同年一二月中旬に提出した立憲政体に関する意見書において、現下の状況を政府が収拾するため、 事態はより一 層

トテ、 によれば、天皇は伊藤と同じ長派の杉宮内大輔を通じて伊藤から「僕ハ他ニ見込ナシ、 である伊藤の姿勢に従ったといってよかろう。天皇も伊藤に自重と関係者への周旋を期待したとみられる。元田 内の長派は大隈意見書に対しては消極的あるいは慎重な態度で臨むなど、おおよそ同派 直様辞職スルト申ス事モ致ス間敷」との言質を得ていた。 然レ共、 0 頭目で政 建言御採用ナシ 府 0) 首 班

期をめぐり議論百出、 が意見書提出に込めたねらいは、 書提出時のように、ときには辞職の覚悟を示すなど、不動の姿勢を貫くことも必要であったにちが も多くの支持を集めていたであろう。 て正念場であった同年一月の熱海会談も決裂し、 伊藤は冷静に時代の流れを読み、 利害の錯綜も甚だしく、伊藤をもってしても閣内不一致の打開は容易ではなかった。 もちろん国会論の進展にあった。とはいえ、明治一四年の政局は国会開設のもちろん国会論の進展にあった。とはいえ、明治一四年の政局は国会開設の 様々な見解を整序する一種のバランス感覚に長けていたから、 しかし政府の首班として指導力を発揮するには、 伊藤の調整は不首尾に終わったのである。 一三年末の立憲政体意見 天皇 r V ない。 一のほ 伊 か

佐佐木ら

ここで一気に事態を進展させたのが北海道開拓使官有物払下げ事件であったことはいうまでもない。

信任厚い佐佐木の政治手腕をよく表していよう。

力をかけようとしたのである。かかる民権派の台頭を視野に政府に対し一種の両面作戦を仕掛けたのは、(旦) や元老院議官らは機をみるに敏であった。 宮中派も「政府不公平ヲ天下ニ示シテハ、 同事件を契機に勢いづく民権派を横目に睨みながら、 幾度モ建言スベシ」と本気で「冠ヲ掛ケル」覚悟を表明した。 (10) 政権に政治的 天皇 佐佐·

を委ね、 内閣に統べ、 曽我祐準ら武官派を糾合し、 る大隈にも民権派との提携の疑惑があることを喝破した。従前より佐佐木と連動していた谷干城も鳥尾小弥太や 同年八月末以降、 一に改変するよう求められている。 (2) 陛下親臨して法令を議せしめ、 親政の名ありて其実なければ、 土方が中心となり、吉井友実ら旧侍補らは政府の姿勢を質した。土方は払下げ反対を主 建白書の提出に及んだ。武官らの建白には、「立法行政司法の三大権悉く之れを一 其決する所に由って之を親裁し、以て之を内閣に付し施行せしむる (中略)天下臣民の疑惑を生ずる」とし、「速に元老院に立法の大権 張

に民権派の動きにも注意を向けた。また同日の佐佐木の日記には、 く示唆しているといえよう。 谷ら武官派が政府改革にまで言及し、しかも天皇親政論を掲げているのは、佐佐木ら宮中派との意見交換を強 民権家ヲ味方トシテ、今時ノ事件ヲ防禦ノ策也」ともみえる。 板垣等ト意脈ヲ通ジ、事ヲ取ル 佐佐木は政権の動向を注視しつつ、他方で「大隈 ノ策ナリ」と同年九月一六日の日記にみえるように、 「大隈ハ、愈岩崎彌太郎 ・岩崎・福澤等申談ジ、 大隈の周辺情報を中心 ・福澤諭吉ノ 河野モ 力ヲ借

これに先立ち、 カ民権方トカニハ与スベカラズ こうした佐佐木らの動きに対し、 只 一方ノ民権家ヲ引込ミ、 佐佐木は伊藤と面会し、 (中略) 権力ヲ伸バサントスルノ徒ニ、深ク苦心ス」と述べた。これを受け、 金子堅太郎、 吾輩ハ中正ヲ踏ンデ立ツノ主義ナル」 伊藤は 三好退蔵、 開拓使云々ハ敢テ弁解セズ、 田中耕造ら官僚派 旨を表明し、 がも同 聖上還幸ノ上、 調した。 中 佐 佐 正党が結成された。 尚又御処分アル 木は 佐佐木は 政 府方ト

廃官論ヲ申述ベタルニ、如此コトハ甚ダ六ツカシトノ答也」と記している。 持論ヲ以テ、 今般ノ事件ハ、 開拓使云々ヲ公明正大ニ処シ、一方ノ奸徒ヲ払フベシト、又処分ハ、 参議 ラー 時

拾する方針が固まっていった。佐佐木は土方と連携しつつ元老院議官派や武官派に働きかけ、「大隈の処分」と た。このとき政府内では徐々に、事態を紛糾させた大隈意見書や開拓使官有物払下げ事件を大隈の追放により収 開拓使官有物払下げの中止」、「政府改革」を政府首脳に迫った。天皇の還幸後、佐佐木ら宮中派は一段と運 結成早々の中正党は会合を開いて連署建白を話し合い、結果として佐佐木が大臣方に口上を述べるにとどま

を活発化したが、

中正党の一番のねらいであった内閣の組織改革

(「政府改革」) はまたしても見送られた。

て、 的な立憲君主制といっても、 ロシア流の立憲君主制が路線論争に勝利した。もちろん井上毅も路線論争の勝利者の一人である。 放に決着した側 いずれにせよ、 井上の天皇統治論が最終的な勝利を獲得する保証はなかったといわねばならない。 面が濃厚である。大隈らの英国流の急進的政体案が排除され、伊藤らが主張するより漸進的 明治一四年政変は、北海道開拓使官有物払下げ事件を除けば、大隈・三菱・福澤グルー 天皇が如何に統治に関与するかは明治一五年以降の大きな課題であった。 依然とし プの追

三、天皇統治論をめぐる相剋と岩倉具視の変貌

とにしよう。 (16) はっきり結論づけている。大隈や福澤が井上とは反対の路線を推進している以上、実際政治の面でも井上が大隈 政変後の立憲君主制をめぐる議論に入る前に、 渡辺氏は自著において、「井上毅が説く大隈陰謀論とは、まさに井上毅自身の陰謀であった」と 福澤研究者である渡辺俊一氏の井上毅論にも若干ふれておくこ

派を排除する上で一定の役割を果した可能性を否定するものではない。しかし井上が「大隈陰暴論」を主唱し、

佐木の関係を断定的に扱うのはいささか早計に過ぎよう。佐佐木と金子の関係やその「中正」の立場については、 みえる金子堅太郎の佐佐木に対する報告から井上や金子の「大隈陰暴論」を論じ、元田を介して同郷の井上と佐 陰謀を主導したと断定するにはもう少し十分な証拠の提示が必要ではなかろうか。たとえば、『保古飛呂比』に

同年九月二四日から同月二六日までの佐佐木の日記から十分うかがい知れよう。

にしても、それが直ちに「英国モデルに対抗させるアンチテーゼとしての意味しかな」いとは考えない(9 持ち出したとする指摘は肯首しえよう。ただし筆者は、たとえ井上によるプロシアモデルの理解に混乱 まえながら、井上が大隈らの英国型政体論の対立軸を提示すべく、「アンチテーゼとして」プロシア型政体論 もちろん「工作」や「陰謀」といった事柄の性格上やむをえない部分もあろう。とまれ、渡辺氏が先行研究を踏 渡辺氏のいう「井上の陰謀」を裏付けるに十分な決定的証拠に欠けることは同氏自身も認めるところであるが、 があった

そこで「普国ニ倣ヒ歩々漸進」こそわが国の「国体民俗ニ適スベキヤ」と論じたことは上述の通りである。 的立憲制を構想した。また、 伊藤や井上が すでに前章において、 提示していたことを確認した。明治一三年一二月、伊藤は立憲政体に関する意見書を提出し、その中で漸 漸進的なプロシア型政体論を選択したのはあくまでそれが日本の「国体民俗」に適するからであ 伊藤と井上がそれぞれ独自の立憲政体論を展開し、そこで漸進的なプロシアモデル 井上も翌一四年六月、岩倉の求めに応じて「憲法意見 (第一)」を作成し、 を選

上らの主体的 以テ永遠ノ基本ヲ立テ、 判断であった。 百年ノ利害ヲ延クベキ者ニシテ、最要至重ノ問題ナリ」との確固たる認識があった そもそも井上が論じたように、その根底には 「此ノ二様取捨 ノ間 実ニ今日

大隈らの急進的な英国型政体論に対する単なるアンチテーゼであったというわけではない。それは伊藤や井

一四年一 ○月初頭、 佐佐木ら中正党のメンバ ーは谷のもとに集会して、 同党の 趣旨書」 を作成した。

同

書には次のような内容が盛られた。

一、某等ハ、同志相計リ

帝室ヲ翼戴シ、 立憲政体ヲ建テルヲ目的トシ、 急激ニ走ラズ、姑息ニ流レズ、 中正不偏ノ主義ヲ以テ、 国家ノ安

寧ヲ維持シ、人民ノ幸福ヲ保護セン事ヲ期シテ、団結シタルモノニ候

某等ガ今日ニ在ツテ急務トスル所ハ、断然内閣ノ組織ヲ更革シテ、 臨時行政顧問ノ会員ヲ勅撰シ、 同時 アニ国

査委員ヲ命シ、 明治八年ノ聖韶ヲ決行セラルルノ二事ニ有之候

ない。 で中正党の合意事項であって、必ずしも直ちに佐佐木の持論ないしは宮中派の考え方と一致するというわけでは 立法諮問機関や憲法調査会を発足させ、 要するに、中正党は穏健な立憲君主制を不偏不党の立場から主張し、 それは佐佐木が日記に「高行等ノ持論ハ、余程深意アレドモ、 明治八年の漸次立憲政体樹立の詔の実現を主張していた。これは 多人数故、 内閣制度を変革して勅撰議員による臨時 口外モ出来兼ヌル故ニ、 右ノ如 あくま

明治 こうした佐佐木を中心とする中正党の内閣制度改革論に対して、 四年九月二一日付で井上毅は伊藤参議に対して以下のような「内閣職制意見」を提出した。 政府首脳も一定の理論武装と対案を検討した。

キ粗略ニテ止メタリ」と記していることからも明らかであろう。

内閣之職制ニ付旧ト

天皇親臨云々ト云ルガ如キハ天子ノ職制ヲ示ス者ニ類シ、 **贅言ニ過キズ。其他ハ大臣ハ天子ヲ輔翼シナドモ有振シタ**

維新以来内閣職制之更正已ニ七八度ニ及候。ル陳言ニ候へハ、却而削除候方可然奉存候。

新被成候方可然奉存候

目ヲー

皆左遷右移ニ過キズ、今度ハ陳腐ヲ去リ稍ヤ憲法之基址ヲ為シ面

閣職 かのようにみえるが、そうした見方は早計であろう。井上は、「天皇親臨」は「天皇ノ職制」に規定すべきで、 「内閣職制」には不要と考えたにすぎない。意見書の末尾に天皇と大臣、 井上は以上のような基本認識に基づき、太政官制を廃止して新たな内閣制の構想を伊藤に提案した。 制に関する意見は未だ具体化の不十分な部分があるにせよ、大筋において中正党の考え方に近い。 の冒頭において、天皇親裁の規定を削除する提案を行っているため、この点について一見消極姿勢に転じた 諸省卿、 参議院 (参議) の構成図を新 井 井上 上は の 内

くなかった。 知識にも明るい伊藤に対して、 について、岩倉や伊藤など政府首脳の傘下で起案作業に従事してきた。岩倉に比べ緻密な思考能力を有し欧州 旧 E対象の形で掲げていることからも明白なように、天皇親裁は井上にとって自明であったといえよう。(32) この意見書には重要事項が列記され、項目によっては疑問符が付されている。井上はそれまで多くの重要案件 井上は逡巡せねばならない場面も多く、 慎重姿勢をとらざるをえないことも少な

みたにちがいないが、少なくとも政敵と捉えていたと軽々に判断するべきではなかろう。 氏が名著、『明治大帝』において指摘したように、岩倉や伊藤と井上の関係は大隈と矢野文雄との関係と同様に、 - 党」でもなければ「陰謀」とよばれる性格をもっていたわけでもない。 (34) 上掲の 「内閣職制意見」の起草にあたっても、 伊藤への忖度が多分に働いたにちがいない。 後述するように、 井上は福澤を論敵と かつて飛鳥井

関係にあったことはよく知られてい く必要があろう。二人の関係は明治初年より良好であった。 帝室論」に共鳴したことに関心を寄せている。 岩倉と井上の関係についてはすでに述べた通りであるが、 る。 福澤研究者の小川原正道氏も福澤の「天皇論」 見政治的立場を異にする岩倉については、 岩倉と福澤との関係については少し注意深くみてお 明治一四年政変後も両者は比較的従前と変わりな 0) 中で、 佐々木克氏の評伝、

ループの天皇親政運動への反感から宮府分離論に傾いていったと考えられる。そこにはすでに天皇不親政論を受 と論じている。すでに論じたように、岩倉は純粋な天皇親政論者ではなかった。 治的闘争に巻き込まれず、 た点をあげ、「この推測が事実とすれば、 『岩倉具視』 を参照し、 佐々木氏が岩倉の天皇観について、 また政治的責任を問われないという意味で、『帝室論』に賛同したのかもしれない 『帝室論』への賛同は理解しがたい態度だが、あるいは、天皇自身が政 天皇親政に近い精神を尊重するようなものと想定し しかも岩倉は佐佐木ら侍補

井上は同年一一月二四日付の伊藤宛の書簡に以下のように記している。(28) であったと筆者は考える。まず明治一五年の段階で政権の首班的立場にあったのは、 したがって、岩倉と井上の関係もこれまでと同様ではなくなった。とりわけ天皇統治論につ 参議の伊藤にほかならない。 いてはそ ħ が 顕

け入れる素地があったにちがいない。

す。 彼 猶早杯御世事を吐き散し、 よみ又は迂闊の儒者敗杯には其説に心酔するもの多く、 而 衆望を収めざれは租税不可徴、 の帝室論の 此元新聞紙外之事情は近来三田之先生一種之調和論を唱へ、 即ち税権を以而多数之力に帰し多数党を以而内閣を組織する之宿論に外ならずと相見候処、 是亦一奇事に有之候 余派 波 -筆者) 又帝室之尊厳を永遠に保持すとの彼英国虚器之帝實を以而我か中興之立憲に当てはめんと 兵備不可張、政権不可大之意に有之、つまり英国政体論を巧に換骨奪胎したるもの は即ち帝室財産説に浸及し、 彼れも亦務めて奔走之労を厭はず貴顕之家に勧説し、 政府と帝室とを区別する之僻説に落入り、 陽に大政権、 張兵備、 徴租税之説をなし、 怪むへきは長袖や歌 我か宮府

井上は福澤らの所説を「つまり英国政体論を巧に換骨奪胎したるもの」とし、「多数党を以而内閣を組織する

之制を破壊する之漸を為すに至らん事を恐る。

(以下略

之宿論に外ならず」と喝破した。「彼れも亦務めて奔走之労を厭はず貴顕之家に勧説」し、 「英国虚器」とすると危険視したのである。そして井上が最も懸念したのは、「我か宮府一体之制を破壊する之漸 結果として帝室を

浸透することを警戒し、(中略)これまでの岩倉と井上毅の関係や二人とも共通の『宮府一体』論を持つことを じくこの書簡に注目した坂本一登氏は、井上が「帝室を政治社会の外に置こうとする福沢の『帝室論』 ス型帝室すなわち君臨すれども統治しない帝室の主張にはまり込んでいると見たのであった」と論じている。(※) を為すに至らん事」であった。宮府一体論の立場から、井上は福澤の『帝室論』を排撃したといえよう。 これについて、鈴木正幸氏は「井上は、政府部内にある皇室財産設定論も知らず知らずの内に、福沢のイギリ が官民に

府分離論かを判別するリトマス試験紙の性格をもっていたといっても過言ではなかろう。 同調していることも理解しやすい。福澤の「帝室論」は天皇親政論か天皇不親政論か、はたまた宮府一体論か宮 なぜなら岩倉はもはや宮府分離論に立っているからにほかならない。そう考えると、 これ以降も岩倉が

考慮に入れるならば、岩倉に対しても同様の進言をなしたとしても不思議ではない」とするが、その可能性は少

なかろう。 う。

四、井上毅・福澤諭吉・伊藤博文の帝室観

明治一五年四月に伊藤に宛てた書簡において、井上は以下のように述べている。(※) いう「君臨すれども統治しない」英国型立憲君主制が政府内に流布する危険性を井上はひどく恐れたのである。 我が宮府一体之制を破壊する之漸を為すに至らん事を恐る」と論難したように、福澤の言動を警戒した。福澤の すでにみたように、 井上は論敵 福澤を激しく批判した。 井上は 「政府と帝室とを区別する之僻説に落入り、

ク英国之国王ハ 福澤時事新報ニ出 臨 御而 せる帝室論、 不統治之説ニ有之候処、 大二世間之喝采を得候、 耳食之徒ハ皆其説之巧なるに心酔して其真相を看破する事態はず、 官吏中ニも大抵賛成之色ニ相見 つく候、 其趣意之在る所 全 実

痛嘆ニ堪へず奉存候

後略

が らが依拠する宮 である。 之国王ハ 吏中ニも大抵 61 臨御 帝室に政治的中立性を求める福澤の主張は、 報に掲載され 前 賛成之色ニ相見へ 府 不統治之説」と解し、その巧みな言説に心酔してその真相がみえなくなる者の続出に慨嘆 体の た福澤の 天皇親政論を真っ向 候」有り様であったとされる。 「帝室論」 は、 から否定する「帝室論」 「世間之喝采」 まぎれもなく天皇不親政論にほかならなかっ を浴びただけでなく、 井上は福澤の に対して、 「帝室論」 憤慨し反発してい 井上が懸念したように 0) 「趣意」 た。 たことは 井 した 上 は 官

が、 かりに過度の誇張が加えられた可能性が想定される。 めぐり井上と同 は考えにくい。 しかし、 渡欧した伊 四 年政変で大隈らとともに追放された一言論人である福澤に伊藤が井上ほどに高い 0) 井上 様 11 藤に宛てられたものである。 かに井上とプロシア流の憲法をめざす共通の志向を有していたにしても、 0) 一の伊 危機感を共有したとは思われない。 :藤宛書簡の内容はだい 伊藤にまったく日本国内の情報が ぶ誇張されていることを指摘しておきたい。 よって、 井上の書簡にはむしろ伊藤 伝わってい なかっ 関心を保持してい 伊 同 0) 藤が]書簡 歓心を買いたい た わ は 「帝室論」 けでは 調 たと 查 を ば

福澤の 弁明を余儀なくされたからにほかならない。 帝 室論」 は帝室を 政治社外」 に置くべきとしたため、 福澤がその後 『尊王論』 勤王 を執筆せね 家や復 13

者から手厳しい批判を浴び、

なぜなら客観情勢として、

に政治社外と云ふのみ」と記されている。(31) ならなかった所以である。「帝室論」に対しては、帝室を虚器に擁せんとするものという批判が絶えなかった。 て俗世界の空気を緩和するの功徳を仰がん事を願ふ者にして、其幸福を無窮にし其功徳を無限にせんとするが故 したがって、「尊王論」には「我輩は徹頭徹尾尊王の主義に従ひ帝室無窮の幸福を祈るのみならず、 其神聖に依

た福澤宛のシュタイン書簡には、以下のような下りがみえる。 タインと福澤との間にはすでに交流があったという事実である。明治一五年六月二日付の時事新報にも掲載され これに加え注意しておきたいのは、渡欧した伊藤が大きな影響を受けることになるローレンツ・フォン ・シュ

如ン。 為メノミナラス、 深切ナルハ、 セサルヲ得サル所ナリ。 余ハ此頃日本法律ノ歴史及ヒ其政体研究ニ従事セリ。若シ日本人民ノ声誉ヲ伝播スルノ一助タラバ、余ガ悦何ソ之ニ 在留日本公使井田譲君及ヒ書記官本間清雄君、余ノ書簡ヲ足下ニ送致スルノ厚情ヲ辱フセシヲ以テ、敢テ一書ヲ呈ス。 為メニ大切ナル著書ノ全文カ、或ハ其重ナル部分ノミニテモ、欧州中何レノ国語ニカ翻訳スルヲ得バ、 余ハ足下ノ公法時事ニ関スル著書ノ甚タ簡短ナル抄訳ヲ、 細ヲ知ラント欲スルノ一証トナサバ感謝ニ堪へス。 蓋シ日本人民ノ近頃十七年間非常ニ進歩シ、 此書ヲ一覧アリテモ知ラルヘシ。願クハ足下此著書ト余ガ書簡ヲ受納シテ、余カ足下ヲ尊敬シ又貴著。 広ク日本国ノ名声ヲ発揚スルニ大切ナルハ、余カ信スル所ナリ。 余ハ墺地利科学校ノ社員ナレハ、余輩近刻ノ一書ヲ呈ス。余カ社員ノ眼ヲ日本歴史ニ注 且ツ後来太平洋ノ一大開明国タルベキハ、 頓首。 日本毎週メール新聞ニ於テ一読セリ。 余ガ敬愛スル朋友、 各人ノ許シテ以テ尊敬 斯ル日本政体改良 政体学一般 前キノ維納府

ここで「足下ノ公法時事ニ 同書において、 福澤は立憲政体について取り上げている。 関スル著書」 とは、 明 治一 四年七月二九日 これは伊藤、 に東京は三田で脱稿した 井上馨が福澤にもちかけた 『時事· だけではなく伊

伊

藤

は現地で実に敏活な行動に出た。

藤は 明

治

五年八月八日、

ベ ル

IJ

ン

でルド

i フ・

図 有名な政 [書館所蔵 を英訳してシュタインにも送っていた。 府新 0) 聞 「シュタイン文書」に基づく早島瑛氏の優れた論考がある。 発行計画の 頓挫に対し、 福澤が一 なお、すでにこのシュタイン宛福澤書簡については、 両名を突き上げた際に一 読を乞うた書にほ かならな ドイツのキー 澤はこ

これ もない。 何 斯くあれども実際には斯く行はるるとの情況を見聞し、 独逸にある憲法律令の死文を見ることなくして、 か 福澤は時事新報 が同 0) 国 年三 一に採 月 用 したならば如 四日に憲法調査のため渡欧すべく横浜を発った伊藤一行への餞の言葉であったことはいうまで の明治一五年三月二日付の社説 何の成跡を呈す可きやを推究するの一 其憲法が該国民に向て如何の影響を為す暇を視察 「伊藤参議ヲ餞ス」において、 其文面と実際と相異なる所以の原因を探偵 事に在り」と極めて重要な指摘を行 「我輩が特に参議に求る所 1つている。 (37) 文面 此法令を は 唯

憲法ニ記載スル 嵌めようとしたにちがいない。 上毅が伊 ノ左右スル所ニ任ゼザルベシ」とし、 伊藤の憲法 藤に提示した「綱領」 調 藤にも厳しい姿勢で臨んだ。 ヲ要セザル事」も加えた。 査がドイツを中心に進められることはすでに出発時、 には、 憲法の基本方針だけでなく、 議院内閣制 「漸進主義ヲ失ハザル事」との項目が立てられていた。 井上はさらに天皇大権事項にも踏み込み、 への傾斜に歯止めをかけたのである。 井上は 「帝室之継嗣法ハ祖宗以来之模 既定の方針であった。 朱書で「内閣 このように、 岩倉の名をもっ 井上は伊 範ニ依 井上 組 藤 織 は リ新ニ 13 *ا*ر 福 議院

事を得て、皇室の基礎を固定し大権不墜の大眼目は充分相立候」と何とも気の早い報告を行ったことは注目に値 会した。そして三日後には、 ナイストとアル しかし、 ベ ル } モッセと交流後、 岩倉に書簡を宛ててグナイスト、 路ウィーンをめざし、 伊 シュタインに接して 到着するや否や、 玉 間髪を入れずシュタインと [家組織の大体を了解する

関係にあったことは以前、 には井田譲公使がその頃駐在し、 しよう。 実はこれには周到なお膳立てがあった。 拙稿でふれた通りである。 その配下に在墺国公使館外務書記生として渡邊廉吉がシュタイン教授と親密 上掲の福澤宛シュタイン書簡にもみえるように、 オー ストリ

方がよいのではなかろうか。「帝室論」に対して明確に賛意を表明していたのは岩倉であった。 帝室論」を高く評価したことについてはすでに述べた通りである。むしろ井上が警戒していたのは、 さて、上掲の伊藤宛井上書簡にみえる「官吏中ニも大抵賛成之色ニ相見へ」というのは井上の印象論とい 晩年の岩倉 伊 藤 が岩 た

倉のように福澤の帝室観に共鳴することではなかったか

府は 政体に福澤の望む 府がプロシア流の憲法制定をめざす方針を決定したからにほかならない。こうした政府の既定の路線では新たな 民調和こそ必要であるとの論陣を張った。この時期に福澤がかかる議論を展開したのは、 常に餡へて百事意の如くならず些々たる事由よりして官民の不調和を醸す」とし、 福澤が 「強藩の士人」の政権に帰し、まさに有司専制の体制となった。 「帝室論」に次いで時事新報に発表したのは「藩閥寡人政府論」である。 「自由寛容」を求めることは甚だ難しいと考えたのであろう。 ⁽⁴⁾ 同社説において、 国会開設に向けてはむしろ官 福澤が指摘したように、 福澤は いうまでもなく藩閥 「寡人政府は其気 新

から、 帝の逸話を引いて「当今我日本国の蛙は、 ある官尊民卑 ちろんこれに福澤が納得するはずがない。 を実現する方策を説いた。ために同年六月八日、 福澤はそもそも国会開設により官民調和の実現をめざしていたから、 当局の処分に 風潮 に警鐘を鳴らした。 「困却」したのも当然であろう。その後も福澤は主張を変えず、むしろ官途を求める背景に 同年六月二三日の「漫言」、「官の為に鳴き私の為に鳴く」 官地に在る者と民地に在る者とは全く其音声を異にし、 福澤がこの社説で主張したかったのは社会の調和 時事新報は発行停止の処分を受けることになったのである。 同社説において人材の登用を通じてそれ (官民調和) 民蛙が急々ぎ であ

Ŧi.

安寧を維持」することを期待したのである。 に従事するを得せしむるは、天下無上の美事にして人民無上の幸福と云ふべし。 立を祈願する由縁なり」とし、 には毫も関係するところなき一種特別の大勢力を以て讐方を緩和し、 が警戒するのも蓋し当然である。 の独立」といった帝室観には伝統的な日本の帝室のあり方と高い親和性があった。天皇親政論の立場に立 性も懸念していたのではなかろうか。 が宮府分離論に傾くことを恐れた。さらに井上は福澤の とみなしていた。 政権の主導権を掌握する可能性の高い伊藤は、 それだけに、 官蛙はお歴々お歴 井上は福澤の言説を強く警戒したことはまちがいない。 皇恩の尊さを高唱した。すなわち福澤は、 福澤は、 いずれにせよ、 「内政の艱難に際し、 福澤が帝室に求めた 「帝室論」 帝室をして宗教に代わる民衆の精神的統合 民心軋轢の惨状を呈するに当りて、 が持説であるシラス論をも破綻へと導く危 無偏無党、 皇室に 「緩和力」やその結果としての 是れ吾輩が偏 之を綏撫して各々自家保全の 種の緩和力を頼て其社旗 井上は岩倉に次い へに我が帝 其 の党派論 室 一つ井 で伊 ō 帝 单 \overline{O} 核

ゆぎゆ鳴て窮すれば、

々と鳴て威り」と官民の軋轢を巧に諷

伊藤博文とシュタインを仲介した柳原前光の 帝 室

ĺ メ

ルル

シュ 制 を通じて福澤の筆になる を範にしていたからにほかならない。筆者はそれに加えて、日本の帝室制度のモデルをオーストリアに求めた 何処に注目したのかいささか疑問を呈する向きもあろう。 上述のように、 タイ ンの学説に依拠しようとしたのに対して、そもそも福澤がそこで展開しているのは 伊 藤の憲法構想に絶大な影響を与えたシュタインは、 『時事小言』に多大の関心を寄せていた。それではいったいシュタインは 伊藤がぞっこん惚れ込みわが国憲法の基本 早くにジャパン・ウィークリ イギリ Ź の議 「時事小言 -構想を 院内

細かつ丁寧にみておこう。 ウィーンでシュタインに面会直後に伊藤が岩倉に宛てた書簡には、「スタインに一面識仕候而も、既に其説く所 前章で取り上げた明治一五年のウィーンでの伊藤とシュタインとの出会いはきわめて重要であり、もう少し詳 一口にしていえば、伊藤にとってベルリンとウィーンの空気は大きく違っていた。

柳原前光の着想と言説をも視野に入れて以下論じてみたい。 (4)

英仏独三ヶ国の国体及び其国の学師等の主説とする所を分前して、以て小生の感銘を興起せしめ申候」とみえる。 (空) ような指摘もある。 を関係資料から描き出すことにより、それが「極めて紆余曲折に富んだものだった」と再評価した瀧井一博氏 過大評価を加える傾向も見受けられる。もちろんこうした傾向を正面から捉え直し、(46) 実際以上に精力的かつ生産的に進行した印象を抱きがちである。その結果、帰国後の伊藤を「立憲カリスマ」と 伊藤が欧州での憲法調査から帰国後、明治憲法の起草作業は着実に進んだ。そのため、 伊藤の欧州での実際の生活 伊藤ら一行の憲法調査

ウィーン入りするや、 沈鬱な空気が漂い、 たのも頷けよう。 待したような血となり肉となる良質な材料を入手することは期待できなかった。伊藤らが悲観的になりがちだっ リンでの生活はとても充実していたといえるものではなかった。 グナイストが一行に冷淡であったばかりか、弟子のモッセの講義も無味乾燥なものであり、伊藤にとってべ 瀧井氏が指摘するように、 伊藤に対するあからさまな批判を口にする者も現われたともいわれる。これが八月を迎え(48) 伊藤らを取り巻く雰囲気は一変することになった。 伊藤の統率力にも疑問符がつけられ、 伊藤にしてみれば、 一行の中にも意欲の喪失感や 法律の逐条的解釈からは期 ル

シュタインがベルリンでドイツ語による講義に難渋していた伊藤に配慮して、 レンツ・フォ かつて清水伸氏は ン ・ シュタインに会った。 「伊藤博文は明治十五年八月八日、オーストリアの首都ウィーンに着くと、その日のうちに 伊藤の憲法的信念の飛躍は、 この初対面からはじまっている」とし、 伊藤の得意な英語により談話する

井田公使の提案もあり、

伊藤は日本の組織をはじめ政治学の要領や憲法等公法の解釈にわたって優れた師

一であ

水氏の巧みな描写は当時の情景を彷彿とさせ、実に示唆に富んでいるといえよう。 (4) 題点を立ちどころに解明するものであって、伊藤をして快哉を叫ばしめずにはおかないものであった」という清 彼は伊藤の訪問 岐にわたっており、その人となりは、 ことで安堵させたことを指摘してい の目的をただちにつかみ、そこに焦点をあわせて意見を展開したが、それは伊 る。「シュタインは若いころ新聞記者の経験をもち、 明朗闊達で親しみに富み、その話は、 きわめて明快で、 伊藤がまさに「心私かに死 眼界が広く、 理解しやすかった。 藤の悩んでい 問 た問 も多

を得るの心地」と岩倉に書き送ったのも無理はなかろう。

喜んだ。渡邊もオーストリアの憲法や諸制度を研究すべく公使館に止宿していた伊藤のために立ち働いた。「公50 (伊藤-理御通会相成候との旨、我々等に於て始而我邦幸福之大運自今可見と雀躍之外無御坐候」と会談の成果を心から あったことはまちがい かくして伊藤はシュタインに面会したことにより大きな自信を獲得し、 筆者)がスタイン教授の下に於て、欧州憲法の根本原理、其歴史及び実績を討究するに当って、 は公と教授との間に立って通訳し、且説明の労を取り、公の為に斡旋大いに努むるところあった」と 上述のように、こうした重要な会談の雰囲気造りに貢献したのは、 ない。 井田は同年八月一九日付の伊藤宛書簡において、「石先生へ 立憲制樹立に向け大きく踏み 井田や渡邊ら在墺公使館員で 御面会相 成豁然邦家之 先生 出 して

蔵 るとして、シュタイン招聘に動いたことは広く知られている。これほどまでに伊藤がシュタインに傾倒し、(3) な説が唱えられてきたが、 'の熱心な招聘にまで一気に動く、その道筋をつけたのは果して誰なのか。この点をめぐってはこれまでも様 河島醇、 福澤諭吉などの名があげられてきた。いずれも一定の根拠が示めされているものの、 未だ確固たる結論が導き出されているわけではない。 ヘルマン・ロエスレル、 依然として決 青木周 日

め手を欠いている。(54) 上述のような経緯から、 筆者は井田譲や渡邊廉吉、その延長線上に柳原前光の名を挙げたい。その

その他の人物らと異なり、 重要な鍵となると考えられるからである。すでに拙稿でも注目したが、その重要性に鑑み、 シュタインの学問的卓越性や人物的魅力だけでなく、 オーストリアの 1 ま 玉 度明 制 治 0 理 Ŧi.

八月二〇日付佐佐木高行宛柳原書簡の関係部分を以下に抜粋する。 勉強候へハ、 今般墺京ニ於テ、 墺国ノ制度ハ判然タルヲ得ベシ、帝室ノ制タル、 伊藤及岩倉具定二面会候際、 懇々示談、 具定ニモ篤ト愚意相含ミ、 愚見ノ所在ハ、 基礎制度ノ確タルハ魯ニ採リ、 総テ膳立致置候間、

此上同

而シテ

周到に準備されていたとみてまちがいなかろう。 (56) とみえるように、 考え方こそ、まさしくシュタインや福澤の理念と相通じるものであった。佐佐木への書面に「総テ膳立致置候 考案するにあたり、 いに入った。柳原はとりわけ墺国制度の調査を担当する岩倉具定に持論を「篤ト」入説した。 柳原はウィーンに入った伊藤と岩倉具定に対面すると、 **.**愛君民親睦ノ活機ヲ墺ニ採リ候事、 伊藤とシュタインとの「邂逅」 柳原は「仁愛君民親睦ノ活機ヲ墺ニ採リ候事」を「緊要」と伊藤らに熱心に説明した。 緊要卜存候 は柳原の仲介により、 直ちにオーストリアでの調査の内容についての話し合 渡邊ら在墺国公使館関係者の協力の下に 日本の帝室制度を

柳原は上掲の書簡の続きとして以下のような見解を佐佐木に伝えていた。 露公使であった柳原は、 わが国帝室制度のモデルとしてのオーストリアの帝室制度を重視していた。 よって、

殊二前途帝憲確定二従ヒ、 其際、 動モスレバ君民権ヲ争フ如キ貌ヲ生シ易ク、 又 政党ノ内閣所謂議院政府トナレ

理由として、

和

とも符合するものといって大過なかろう。

澤自身が後年回顧したように、「分権論」、「民権論」、「国会論」とともに「時事小

墺国

ラ例

八甚ダ妙ナリ」とオーストリアにモデルを求めた。

此 遠キ人ハ、自ラ感覚モ少ナキ訳故、 ニテハ、 和 事ハ :厳ノ二字ノミニテ 御協力御参画為国家奉願候、 服団結シテ内 過慮又ハ漢字者流 帝室ト人民トノ対遇、 六虚位 領一致セザレバ、 ノ如シ、 ハ 行 故二、 ノ徒ニ類スルトノ御賢慮アルモ難図候へ共、 ハレ難キ故、 将漸々存シ、 此後常ニ帝室ノ仁恩徳義ヲ以テ、 前件ノ主義ハ、 平安ハ期シ難シノ義ニ対シ、 何卒、老台ハ朝廷ノ元老ナル而已ナラズ、帝室ノ輔弼ヲ以テ御自任有之、 上下和 墺国 睦 伊藤へモ及内陳候所、 ノ為メ、 ノ例ハ甚ダ妙ナリト存候 君民対遇ノ方法活機ヲ考究スル 此ノ活法ナクテハ不叶義、 種人民ト親昵スルノ活法無之テハ、 能々未来ノ形勢ヲ御洞察被下候ヘハ、 同氏モ成程前途ノ形勢ヲ考フル時 (中略) 内国中· 御承知奉願候、 人アリト雖モ、 其理アリト賛致候 平安保 帝室ニ縁 単 到底上下 岩右 シ難ク、

ハ不叶」との認識を示した。そうした「活法」について、 また将来を見据えて、「到底上下和 つ、「帝室ノ仁恩徳義ヲ以テ、一 ここに柳原が 佐佐木に表明した考え方は、 種人民ト親昵スル 服 団結シテ内領 政党を基盤とする議院内閣制になれば ノ活法」により 一致セザレバ、 柳 原はわ 平安ハ期シ難シノ義ニ対シ、 「平安」を保つことに期待してい が国の 「帝室ト人民トノ対遇、 一帝室 虚 位 此) /如シ_ の活法 将漸々存シ、 柳原 ナクテ

賛致候」と伊 単二帝室尊厳 さらに注目されるのは、 と同 様の発想に立っていることはまちがいなかろう。もちろんこうした発想は、 藤も柳原の考えに賛同したことが記されていることであろう。 ノ二字ノミニテハ行ハレ難キ故、 同書簡に 「前件ノ主義ハ、 上下和睦ノ為メ、君民対遇ノ方法活機ヲ考究スルハ、 伊藤へモ及内陳候所、 同 これは上述の 氏モ成程前途 福澤の主張する「官民調 「仁愛君 ノ形勢ヲ考フ 其理 民親睦 ル アリト 時

言の如きは、

官民調

和の

澤の 権自 必要を根本にして間接直接に綴りたるものなり」と論じている。(8) 実にオーストリアの王室論との親和性が高く、ここにシュタインは共鳴したのではあるまいか。 いることはいうまでもない。 由の論」にこそあるとして自由民権運動に批判の矛先が向けられていることにある。 『時事小言』 に強い関心を示した理由がまさにここにあったといえよう。こうした見方は、もちろん上述 この論説は「国会論」 の続編に位置づけられるものであり、 「官民調和論」 が福澤の 政治論 かかる福 その特徴 シュタインが 0 澤の 基調となっ は過剰 政 治論 な 尺

早島説をさらに補強することにつながるものと考えられる。(59) 一に論証してきた柳原の意図やこれに協力した井田、 b シュタインと伊藤、そして福澤が帝室をも含めた一種の「官民調和」を志向していたにしても、 渡邊ら在墺国日本公使館のメンバ ーのお膳立てがあって初 以

上は この間、 めて伊藤による熱心なシュタイン招聘という実際の具体的な行動が生じたことになろう。 しかし、結果としてシュタインの招聘は実現せず、在墺日本公使館を通じた「対日講義」という形が 「近日福 井上毅も伊藤の動向を注視し、 憲法併外交上之目的合一せずして一時之調和は却而後日破裂之基」と警鐘を鳴らしてい 副 島杯頻々官民調和論を主張之向有之候へとも外交上如是不始末に而は行先何等之政略 渡欧先に書簡を送った。 同年七月一三日付の伊藤宛の書簡にお られ

スル 簡を受け取っていた。 ンと同じ地を踏 おそらくこうした井上の書簡 身ノ地位ヲ愛惜スル ノ場 一官民調 合ニ 陥 和 論 ル んでいたからである。 モ という核心的な思想に対する理解が記されていた。 計 シュタインの書簡には ル 可ラズ。 ノ念アルナシ」と記された伊藤 だが伊藤の心を動かすことはなかったであろう。 最モ嘆 しかも伊藤は期せずして同年六月初旬にシュタインから、 カハシキ次第ナレバ、 『時事小言』に対する高い 井上馨宛書簡とともに渡したときの福澤の無念さを考 此度我輩ニ於テ国会開設ト 同著作を「遂ニハ政府 評価、 すなわち福澤の なぜなら、 もはや伊 意ヲ決シタ 憲法論 か 藤は の感慨 上 シ 剣ヲ要 ユ 国 夕 毫 書

慮すれば、それは何とも不思議な歴史の妙というほかない。 (G)

タインのこうした日本に対する深い関心が両者の出会いをくしくも招来したのであろう。(⑥) ンが 政体研究ニ従事セリ。若シ日本人民ノ声誉ヲ伝播スルノ一助タラバ余ガ悦何ゾ之ニ如ン」と記されている。 福澤の仲 にとってその翻訳に かに福澤 の仲介の労をとっていたことを明かしたことであろう。同書簡にはまれ「余カ敬愛スル朋友」として前在墺国日本公使、井田譲らの名をあげ、 が 『時事小言』でモデルとしたのはイギリスの議院内閣制であるが、 は価値があると断じた。 明治一五年六月二日付の同書簡でさらに注目されるのは、 同書簡にはまた、「余ハ此頃日本法律 しかも敢えて公使館がシュタインと シュタインは「政体学一般」 ノ歴史及ビ其

明治 魯ニ採リ、 られるのは、 指し示していたにちがいない。 の帝室制度のモデルになりうるのは、 以上に述べてきたように、 五年八月二〇日付の佐佐木宛書簡において、 而シテ仁愛君民親睦ノ活機ヲ墺ニ採リ候事、 まさに福澤がいうところの「官民調和」にほかならないであろう。少なくとも柳原は早くにわが 伊藤とシュタイン、そしてお膳立てに深くかかわった柳原のベクトル 単刀直入にいえば、それはオーストリアの国制であったはずである。そこに認 ロシアとオーストリアであるとの確信を抱いていたことはすでに指 柳原が 緊要ト存候」と繰り返し述べてきたところである 「帝室ノ制タル、 愚見ノ所在ハ、 基礎制度 は同じ方向 ノ確タル

明治立憲君主制に対するシュタインの決定的影響

六

近代日 包容力のある大学者、 本 \dot{o} 国 制はかり なり違ったものになっていた可能性があろう。 シュタインの説く立憲君主制国家がめざすべき憲法上の基本原則論は伊藤に多大の刺激を ベルリンで苦衷を味わっていた伊藤に対し

明治一五年八月八日からおよそ三か月にわたるウィーンにおける伊藤へのシュタインの絶大な感化がなければ、

単純ではなかった。

コトナキノ主脳タルニ於テヲヤ」ということになろう。しかし、シュタインの立憲君主制に対する考え方はそう(6) 法行政ノ大権ヲ親ラ掌ドリ、君主ノ認可ヲ得ズシテーモ法律ト為ル者ナク、君主ノ許諾ヲ得ズシテーモ施設スル 与えずにはおかなかった。 上掲の岩倉宛伊藤書簡からシュタインの君主制論を一口にいえば、「況ンヤ君主 六立

二三日付井上馨宛ての書簡に以下のように記した。 隔日で貴重な時間を割いてくれた。その後、シュタインの講義を聴講するうちに自信をつけた伊藤は、 伊藤の憲法調査も暑中休暇とあってウィーンを訪問したが、熱烈な日本支持者たるシュタインは伊藤 同年九月 のために

勉強力の達する丈は出精仕心得に御座候 の場合等至ては勿論已に其要領を得たる積に御座候、又議会の組織、選挙の方法、地方の組織、 論実際両ながら異殊する事に至て其細微を悉し、妙味無窮を覚へ申候、主権論及び行政府の職権、 実に欧州政治学の進歩挽近に至り従前の面目を改めたりと謂て可なる者有之、就中英と仏と独と三国にて学問 ぼ其要は相 のと奉存候へ共、未だ其場合に不至、 分り候へ共、 政府各部内の機関より人民社会の実況、 何分着欧以来僅々四ヶ月余にして、此間独墺両都の間に跨り従学罷在 其関係等アクチュワルの ポリチックを聊か 自治の体裁、 民選議会に対する 制限等

に趣くの事情を心掛け、 繰り返し シュタインの講義を聴き終えた伊藤による手記が残されている。手記でまず興味深いのは、 の目をこそみなかったが、伊藤が「独逸学問の根抵ある」を知り、シュタインをわが国に必須の人材とみ ウィーンでのシュタインとの邂逅により、 「博士スタイン雇入の儀」を井上外務卿に申し入れた背景がよく理解できる。 世界無比也として賞嘆し、 帝室の万古不易なるを欽慕する」シュタインに大きな期待を 伊藤の憲法に対する信念は強固なものとなったといえよう。 伊藤は 伊藤が 一常に日 本の 如御承

たんはその視野に入れ

てい

た。

福澤の国会論を否定しつつも、

伊藤は

「帝室論」を受け入れる柔軟さを持ち合わ

せていたのであ

信者となっていた」といっても過言ではあるまい。(&) 視した。伊藤がシュタインの講義から実に大きな から盛ナラシム」とした。シュタインは「立君憲法政治」 とである。すなわち「施治ノ善良」を保障する組織がしかるべく機能すれば、「帝室ノ威権ヲ損セス、 ことは スル所ニシテ、 ハ大体 ラ事 かによい 而已ニ御 尤我国人ノ深ク注意セサル所ニ御座候」と記していることであろう。ここで伊 憲法や議会ができても 座候故、 左程心力ヲ労スル 「施治 「光明」を得たことがわかる。 ノ善良ナラサル時ハ」、よい実績があがることはないとい 程ノ事モ無之候得共、 の三要素として帝室法、 政治経済 まさに伊藤は、 政 / 両途 府組織、 、実ニ国 立 法府組 「シュタイン 藤が 家 帝権 W を重 衰興 ラ熾 うこ た

的意! に主張した。 ぞれの国 史的変遷の相違を重視するシュタインの考え方に対する伊藤の共鳴に由来するとみる。 |藤自身も「苟も国家其固有する所の者を悉く放擲せば、 .図が一貫して存在していた」と述べた。坂本氏の言説に賛同しつつも、 つて坂本氏はこの頃の伊藤の書簡について、「憲法調査の意義とその成功を政府内に浸透させるとい [々固 よって、 有 の歴史と分かち難く結びついていることを指摘し、 最初からプロシア型重視に陥ることなく、 其国の精神摩滅して境に拠て失するに至る」 急進的とされるイギリスの議院内 伊藤は主導権確保に自信を示した。 筆者はむしろ、 欧州各国 それは の立憲制 各国 閣制をも 固 と明 はそ 有 政 0

上 論的 分はみられない げられていた。そこには、「正統嫡裔ヲ以テ規準トス」とした「承統法」 治 内容で余り具体的とはいえなかったが、 五年九月中 が、 他の国家機関との関連についてはふれられていた。 旬から一○月末にわたり行われたシュタインの講義には、 講義の内容には 「国主ノ竜体、 上述のように、 や「正統嫡裔ヲ主ト 朝廷及び特権 帝室制度に シュタ 0 関 み照準をあ イイン スル ・スル 法律」 0) ノ原則ニ於 講 義 わ は せた部 般

シュタインは憲法を重視つつも、憲法に帝位継承など帝室制度の重要部分の法定を不要とし、帝室の自律性を主 ついて、「幼主ノ後見。摂政ハ法律ヲ以テ定ムルヲ要ス。之ヲ国主ノ意ニ任スヘカラス」とした点であろう。 テハ最モ婚姻ヲ以テ重シトス」とする「結婚法」などに言及されている。なかでも目を引くのは、「摂政法」に

張し⁽⁷¹⁾ とを主張した。これは後に伊藤を通じて明治皇室典範の制定に反映された。(②) リベラルなモッセなどとは異なり、シュタインは帝室法典を憲法とは別に帝室の「家法」として帝王が定めるこ ト雖モ、随テ其承統法ノ事ニ言及スルヲ要セス」と明確に述べたのである。帝位継承を憲法に規定すべしとした ては、「承統法ハ別ニ之ヲ定ムヘシ。之ヲ憲法中ニ挿ムヲ要セス。憲法ノ文中皇帝ノ字ヲ載スルコトアルヘシ シュタインは講義において、「立憲政体ノ成験ナキ国」は欽定憲法であるべきと説いた。 しかも帝室制度につ

いなかろう。 を説くシュタインの法理論が伊藤を通じて明治憲法や明治皇室典範の起草に決定的な影響を与えたことはまちが 事」と入説した柳原 タインの教えは伊藤に決定的な影響を与えていた。前章で詳述したように、「仁愛君民親睦ノ活気ヲ墺ニ採リ候 藤は帰国後 タインの卓越性を伝え、政府高官らのいわゆる「シュタイン詣で」を招来したことはつとに知られていよう。 述の通り、 憲法等の起草のため招聘されたプロシアのロエスレルやモッセからも多くを学んだが、やはりシ シュタインの日本への招聘はかなわなかったが、伊藤は翌年帰国すると多くの政府 0) お膳立ての下、「国家其固有する所の者」を重視し、 その国固 有の歴史に立 |脚した立憲制 首脳らにシ 伊 ユ ユ

七、おわりに

流の議院内閣制を危険視していたかがよくわかる。 点から、 答えて提出した ロシア流の 周 知 のとお 漸進的なプロシア型内閣制度を基本的モデルとして提示した。 ŋ 超然主義的内閣制を選択した。 |憲法意見 明 治 四 年 (第一)_ 政変の結果、 は示唆に富んでいる。 明治政府は採用すべき政治制度としてイギリス流 後者の政治制度が択ばれた背景を知る上で、 井上はわが国 井上が如何に大隈らの急進的なイギリ 0) 「開化ノ度」 と 井上毅が岩倉 0) 時 議院 期 内閣 適 の下間 度 制 を捨 0) 観

化し、 も佐佐木、元田、 政府内では財政論に国会論が飛び火し、 こうした強い危機感は、 天皇も政 府の分裂を憂慮して伊藤に自重と関係者への周旋を期待していた。 土方ら宮中派は、 政府主流派のみならず、 最終決定者である天皇を擁して侍補職廃止後も強力な発言力を保持してい 政局は混迷の度を深めていた。 中正党に結集した保守派によっても共有されていた。 閣内では、 薩長間の対立がしだい に深 わ け Ć

藤・ たと断定するのは余りに立証が不十分であろう。 然として不透明であった。 するべきかといった大きな政治課題が残されていた。 開拓使官有物払下げ事件への反発から一気に事態は政変に発展し、 井上らの 漸進的なプロシア流立憲君主制が路線論争に勝利した。 福澤研究家の渡辺俊一氏のように、井上が「大隈陰暴論」を主唱し陰謀までも主導 井上の唱える天皇統治論が最終的な勝利をおさめるかは依 しかし政変後も、 三菱・福澤を含む大隈派 天皇が 如 は追 何に統治 放され、 に関与 伊

たからにほかならない。 意味しかもたないわけではなく、 藤や井上が漸進的なプロシア型政体論を選択したのは、 この選択は、 伊藤や井上の「永遠ノ基本ヲ立テ」ようという主体的判断に基づいていた。 渡辺氏がいうような大隈らが提起した英国モデルへのアンチテーゼとして それがあくまで日本の 国体民俗」 に適すると考え

裁を自明のこととした。

明 内 治 容であった。 四 年九月下旬に井上が伊藤に提出した「内閣職制意見」 井上は、 「天皇親臨」 は 内 .閣職制」ではなく別途「天皇ノ職制」 は、 佐佐木ら中正党の唱える内閣制度改革論に近 に規定すべきとし、 天皇親

な天皇親政論者ではなかった。 評価されていただけに、「帝室論」への賛同はいささか理解し難い態度といえる。 帝室論」を排撃した。 った。よって、 について、 方 岩倉は福澤の とりわけ 岩倉にはすでに天皇不親政論を受け入れる素地があったにちがいない。 「帝室論」に共鳴した。 よって、 「宮府一体之制を破壊する」点を最も警戒した。 岩倉は佐佐木ら侍補グループの天皇親政運動への反感から宮府分離 井上が同様に宮府一体論に立つ岩倉に対して福澤警戒論を進言したとする坂 従来の研究において岩倉は天皇親政に近い天皇観を有して 井上 上は宮府 しかしそもそも、 体論 井上は 0 立 場 福 岩倉は %から 論に 澤 0 福 傾 W 帝 、たと 純 室

の論には俄かに賛同できない

実現したのであ シュタインと親密な関係を築き上げていた。 れに頓着せず現地で敏活な行動に出た。 送ってい は、 |ちにシュタインと会した。 藤が 憲法調査のため渡欧した伊藤が多大な影響を受けるシュタインと福澤の間にすでに交流があったという事 詳しくは早島瑛氏の研究に譲るが、 た。 福澤の 井 上は伊 「帝室論」 藤に対し をめぐり井上と同様の危機感を抱いていたとは考えにくい。 オ ーストリアには井田 「漸進主義を失ハザ 明治一五年八月八日、 伊藤とシュタインの劇的な 福澤は立憲政体について論じた ル事」(「綱領」)を提示し箍を嵌めようとしたが、 |譲公使と渡邊廉吉同 ベルリンを離れウィーン入りした伊藤はその日 「邂逅」 公使館外務書記生が 『時事小言』 は彼らの周到 これに加え注目され の英訳をシュタインに 駐 なお膳立てにより 在 早くから 伊 、藤はこ る 0)

井 一上は伊藤が岩倉のように福澤の帝室観に共鳴することを懸念した。 政権の主導権を掌握する可能性 0) 高 伊

藤は、 澤の主張は意外にも伊藤の帝室観に近く、 を強く警戒したにちがいない。 帝室をして宗教に代わり民衆の精神的統合の中核たらんことを希求した。それだけに、 官民調和、 ために井上は伊藤が岩倉のように宮府分離論に傾くことを恐れた。 不偏不党の見地から、福澤は「帝室の独立」を主張した。こうした福 井上は 福澤 :の言説

おいて、 も多大の影響を与えたといえよう。 柳原が提唱したオーストリア・モデルに伊藤はほどなく賛同した。それは福澤の主張する官民調和とも符合する。 て協議し、 働きかけがあった。 伊藤は、 伊藤がシュタインに傾倒し、 帝室法典は憲法とは別に帝室の 憲法に帝位継承など帝室制度の重要部分の法定を不要とし、 親日的で「帝室の万古不易なるを欽慕する」シュタインに大きな期待を抱いた。シュタインは講義に 日本の帝室制度を考案するにあたり、「仁愛君民親睦ノ活機ヲ墺ニ採リ候事」を「緊要」と説明した。 柳原はウィーンに入った伊藤と岩倉具定に対面すると、直ちにオーストリアでの調査につい 日本への熱心な招聘へと一気に動く道筋をつけたのには、駐露公使の柳原前光 「家法」として帝王が定めるべきとし、 帝室の自律性を主張した。 伊藤を通じて明治皇室典範の制定に シュタイ シは 0)

- 1 や小林宏・島善高 本稿は、 梧陰文庫研究会編著 『日本立法資料全集一六明治皇室典範 『梧陰文庫影印 明治皇室典範制定前史』 (明治二二年)』(上) に多くを負っている。 (大成出版社・國學院大學、 九八二年
- (3) 『井上毅傳』史料篇第一、二四八頁。

 $\widehat{2}$

井上毅傳』

史料篇第一、二二五頁~二二八頁。

- (4) 『井上毅傳』史料篇第一、二三二頁~二三三頁。
- (5) 拙著『明治国家と官僚制』一九九一年、芦書房、一三九頁~一七○頁:
- (7)『伊藤博文伝』中、一九二頁以下。(6)『保古飛呂比』九、一二○頁以下。

- 9 坂本一登『伊藤博文と明治国家形成』一九九一年、 吉川弘文館、 四五頁~四六頁。
- 10 保古飛呂比』 一十、三五七頁。

8

"保古飛呂比』十、八八頁~八九頁。

- $\widehat{11}$ 大日方純夫「一八八一年の政変をめぐる中正派の軌跡」 『日本史研究』二〇五号、 頁~二七頁。
- $\widehat{12}$ "谷干城遺稿" 下 一九一二年、 靖献社、 八八頁。
- 14 $\widehat{13}$ "保古飛呂比』十、三九五頁。 "保古飛呂比』十、三七一頁。
- 15 国立国会図書館憲政資料室所蔵『井上馨関係文書』、明治一四年

〇月

四日付井上・

伊藤宛福澤書簡、

- 16 渡辺俊一『井上毅と福沢諭吉』二〇〇四年、 日本図書センター。
- 17 渡辺前掲書、四六頁。
- 18 頁 "保古飛呂比" 十、三八二頁~三九三頁、 渡辺前掲書、 八四頁~八五頁、 前掲拙著 『明治国家と官僚制』、 四九
- 19 渡辺前掲書、三五頁。
- 20 "井上毅傳』 史料篇第一、二二七頁
- 21 "保古飛呂比』十、四三五頁。
- 22 「井上毅傳」史料篇第一、二四三頁~二四五頁。
- 23 "井上毅傳" 史料篇第一、二四四頁。
- 25 24 飛鳥井雅道 『福澤諭吉の政治思想』二〇一二年、 『明治大帝』二〇一七年、文春学芸ライブラリー、二一七頁 慶應義塾大学出版会、六九頁~七○頁。
- 26 佐々木克『岩倉具視』二〇〇六年、 吉川弘文館、 一九七頁。

小川原正道

- 27 小川原前掲書、 八三頁~八四頁。
- 28 "伊藤博文関係文書』 一、三三五頁。
- 鈴木正幸編著『近代日本の軌跡7近代の天皇』一九九三年、 吉川弘文館、 一七三頁。

- 30 坂本一登 「華族制度をめぐる伊藤博文と岩倉具視」『東京都立大学法学会雑誌』第二六巻第一号、三七八頁
- 31 『井上 ·井上毅傳』史料篇第四、六二頁。井上は天皇親裁である以上、宮府一体であるのは当然であると考えた。 一毅傳』 史料篇第四、七一頁。
- とを区別する之僻説」とし、「我が宮府一体之制を破壊する」と警戒した。 也」と明確に述べていた(『井上毅傳』史料篇第一、三二一頁)。井上は徹頭徹尾、 て井上は「宮中府中ヲ一体トナシ、太政官即政府ハ天皇親臨ノ所ニシテ皇室ノ外ニ政府ナシ、 福澤の「帝室論」を「政府と帝室 即チ皇ノ外ニ官ナキ
- 33 『福澤諭吉全集』第五巻、「後記」、六五三頁~六五四頁。
- 34 『福澤諭吉全集』第六巻、五頁以下。
- 35 「福澤諭吉書簡集』第三巻、二○○一年、岩波書店、二○九頁~二一二頁。
- 36 本研究一二―近代日本と東アジア』一九八〇年、 早島瑛「ローレンツ・フォン・シュタインに宛てた福沢諭吉の書簡について」近代日本研究会編 山川出版社。
- 37 『福澤諭吉全集』第八巻、一二頁。
- 38 憲法中綱領之議上奏案 明治十四年六月」『井上毅傳』 史料篇第一、二三五頁。
- 39 ~ 三七頁 拙稿 「明治皇室典範の制定過程と柳原前光 帝室制度と元老院改革」 『法学研究』 第九十一卷第十二号、
- 40 『福澤諭吉全集』第八巻、一一一以下。
- 41 福澤諭吉全集 第八巻、一七二頁~一七三頁。
- 42 鈴木正幸『皇室制度』一九九三年、岩波新書、九○頁~九三頁。
- 43 理的な根拠とはいえない。井上のシラス論にはこうした非合理性が認められ、 能性を否定できない(同拙稿、 統治の正統性」(『法学研究』第九十二巻第四号、第五章)で論じたように、井上は「土地所有意見案」において、 「日本ノ国土ハ天皇ノ御所有」といわゆる王土論を唱えたが、その論拠を「愛国忠義ノ至情」に求めた。もちろん合 福澤諭吉全集』 第五巻、二六一頁以下。すでに皇室財産制度に関する拙稿 四五頁)。 福澤に論破されることを恐れていた可 「皇室財産制度と宮府関係論

- 45 44 明治一五年八月九日付岩倉宛伊藤書簡、 前掲拙稿「明治皇室典範の制定過程と柳原前光」、三二頁以下。 『伊藤博文関係文書』三、二〇頁。
- (46) 坂本前掲書等、参照。
- $\widehat{47}$ 九頁。 瀧井一博『ドイツ国家学と明治国制―シュタイン国家学の軌跡』 九九九年、 ミネルヴァ書房、 一六八頁~一六
- (48) 瀧井前掲書、一七八頁~一七九頁。
- (4) 清水伸『明治憲法制定史』上、一九七一年、原書房、五三頁。
- (5) 『伊藤博文伝』中、二六三頁~二六四頁。
- (52)『渡邊廉吉傳』一九三四年、大洋社、五三頁。(51)『伊藤博文関係文書』一、一一四頁~一一五頁。
- (5) 早島前掲論文、二七二頁~二七三頁。
- 54 『青木周蔵自伝』一九七〇年、平凡社、二三五頁。 早島前掲論文、二七三頁、吉野作造「スタイン、グナイストと伊藤博文」『改造』一九三三年二月号、六二頁、
- (5) 『保古飛呂比』一一、二四八頁~二五二頁。
- 56 ·渡邊廉吉傳』、五四頁~五五頁、前掲拙稿「明治皇室典範の制定過程と柳原前光」、三五頁~三七頁。
- (5) 『保古飛呂比』一一、二四九頁~二五〇頁。
- (8)「福澤諭吉全集緒言」、『福澤諭吉全集』第一巻、六二頁~六三頁。
- (5) 早島前揭論文、二七三頁以下。
- (60) 『伊藤博文関係文書』 一、三三三頁。
- (6)『福澤諭吉書簡集』第三巻、一四九頁~一五○頁。

ては、瀧井前掲書、

な成果をあげたことが改めて確認されよう。そのほか、「内安外競」 同書簡集、 第三巻、二一一頁。ここからも、上述のように、 柳原駐露公使ら公使館関係者によるサポートが大き の提唱など詳細なシュタイン書簡の理解につい

一二〇頁~一二一頁、小川原前掲書、三五頁~三七頁等を参照

- 64 63 早島前掲論文、二八〇頁~二八一頁。
- "保古飛呂比』 一一、二四八頁~二五二頁。
- 66 65 "伊藤博文伝』中、三一七頁~三一九頁。 。伊藤博文関係文書』一、(前掲)、清水前掲書、

五八頁。

- 清水前掲書、 ·続伊藤博文秘録』、清水前掲書等、参照。 五七頁~七一頁。
- 坂本前掲書、 九四頁。
- 清水前掲書、二四三頁以下、 国立国会図書館憲政資料室所蔵 小嶋和司憲法論集一 『伊藤博文関係文書』。 『明治典憲体制の成立』
- 長尾龍一『思想としての日本憲法史』一九九七年、 信山社出版、

第四章、

大石真・高見勝利・長尾龍一編『対談

一九八八年、

木鐸社、八八頁以下。

- 憲法史の面白さ』一九九八年、 信山社出版、 参照。
- 「明治皇室典範の制定過程と柳原前光」、三二頁以下。

 $\widehat{73}$

前掲拙稿

集 72

 $\widehat{71}$ 70 69 68 67

33